

平成 21 年 4 月 24 日

各 位

会社名 マルマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 大隅 宏昭
(コード番号: 7834 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役経営企画室長 上田 晃弘
(TEL: 03-5577-1153)

臨時株主総会開催に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 24 日開催の取締役会において、下記のとおり、臨時株主総会の付議議案等について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会開催日 平成 21 年 5 月 26 日 (火) 午前 10:00
2. 臨時株主総会開催場所 東京都千代田区一ツ橋二丁目 6 番 2 号 日本教育会館 707 号室
3. 臨時株主総会付議議案
 - 第 1 号議案 定款一部変更の件
 - 第 2 号議案 取締役 5 名選任の件
 - 第 3 号議案 監査役 2 名選任の件
 - 第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件
4. 基準日
平成 21 年 3 月 31 日
※基準日につきましては、平成 21 年 3 月 16 日付けで当社ホームページにて電子広告をしております。
5. 議案の概要
 - 第 1 号議案
 - (1) 変更の理由
 - 1) 経費の削減並びに経営効率の向上のため、中央区日本橋室町と同区日本橋本町に分散していた事務所と倉庫を千代田区内神田に集約し、併せて本店所在地を東京都千代田区に変更するものであります。
 - 2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」とします。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。
これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する

規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日としてみなし定款変更により、同条は削除されたものとみなされ、欠番となっております。本総会では、上記定款変更に合わせて、現行定款第8条以下の各条文の番号の繰上げを同時に行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。
(株券の発行) 第7条 当社は、株式にかかる株券を發行する	(削除)
(自己株式の取得) 第8条 (条文省略)	(自己株式の取得) 第7条 (現行8条どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 ② 当社は単元未満株式に係る株券を發行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)
(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。 <u>以下同じ。</u>)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(単元未満株式の買増し) 第11条 (条文省略)	(単元未満株式の買増し) 第10条 (現行11条どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
第 13 条～第 51 条 (条文省略)	第 12 条～第 50 条 (現行 13 条～51 条どおり)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</p>

第 2 号議案 取締役 5 名選任の件

コーポレート・ガバナンスと経営体制の一層の強化を図るため新たに取締役 5 名の選任をお願いするものであります。

当社は、日本振興銀行並びに同行が加盟する中小企業振興ネットワークの各参加企業と、今後事業提携を含む協力関係を深めていくこととしております。今回の取締役 5 名の選任は、この連携強化を目的の 1 つとするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する当 社の株式数
1	大藪 貴之 (昭和 47 年 8 月 2 日生)	平成 7 年 4 月 株式会社リクルート入社 平成 11 年 8 月 株式会社プリモアール入社 平成 12 年 6 月 株式会社ベンチャー・リンク入社 S V 部 平成 13 年 6 月 株式会社ゴルフパートナー 社外取締役 平成 16 年 6 月 株式会社ベンチャー・リンク S V 部副部長 平成 16 年 6 月 株式会社ワイ・アリーバ (現株式会社ゼクー) 社外 取締役 平成 17 年 6 月 株式会社リンク・イノベー ション取締役副社長 平成 18 年 11 月 株式会社ミッションナリー 代表取締役副社長 平成 20 年 9 月 株式会社ベンチャー・リンク 東アジア事業統括部 平成 20 年 12 月 株式会社リンク・トラスト 執行役副社長 (現任)	—
2	岡本 忠司 (昭和 32 年 1 月 11 日生)	昭和 62 年 12 月 株式会社日新商事 (現 N I S グループ株式会社) 入社 平成 11 年 12 月 同社経理部長 平成 16 年 6 月 ニッシン債権回収株式会社 総務部長 平成 17 年 11 月 株式会社ニッシン (現 N I S グループ株式会社) 入社 グループ支援部長 平成 19 年 4 月 日新租賃有限公司 (中国) 出向監事 平成 20 年 4 月 同社董事行政管理統括本部 長 平成 21 年 2 月 N I S グループ株式会社 投資銀行部ゼネラルマネー ジャー (現任)	—
3	西尾 豊 (昭和 34 年 9 月 13 日生)	昭和 53 年 4 月 東海リース株式会社入社 平成 13 年 7 月 ビービーネット株式会社 (現中小企業投資機構株式 会社) 入社 平成 14 年 1 月 同社財務経理部長 平成 15 年 8 月 同社上席執行役員経営管理 部長 平成 15 年 10 月 同社取締役 平成 19 年 11 月 同社取締役管理本部長兼経 営企画部長 (現任)	—
4	森泉 浩一 (昭和 42 年 4 月 3 日生)	平成 15 年 11 月 株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ取締役 平成 17 年 2 月 ニッシン債権回収株式会社 アセットマネジメント部副 部長 平成 17 年 9 月 同社アセットマネジメント 部長 平成 18 年 8 月 同社執行役員アセットマネ ジメント部長 平成 19 年 6 月 同社取締役兼執行役員アセ ットマネジメント部長 平成 19 年 12 月 同社取締役兼執行役員投資 事業部部长 (現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
5	渡邊 充 (昭和 31 年 8 月 16 日生)	昭和55年 4月 郡山信用金庫入庫 平成 2 年 6 月 住友不動産ファイナンス株式会社入社 平成18年 2月 株式会社ニッシン（現N I Sグループ株式会社）入社 平成19年 2月 不動産事業統括部副部長 同社不動産事業統括部担当部長 平成19年 4月 同社評価管理部長 平成21年 2月 中小企業不動産機構株式会社出向 平成21年 3月 同社転籍 審査管理部長（現任）	—

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.大藪貴之、岡本忠司、西尾豊、森泉浩一、渡邊充の各氏は、社外取締役の候補者であります。
- 3.社外取締役候補者とした理由は、以下の通りであります。
- ・大藪貴之氏は、現在株式会社リンク・トラストの執行役副社長であり、ベンチャービジネスに関する豊富な知識・経験等を、当社の事業経営や新規事業の提案等に活かしていただくためであります。
 - ・岡本忠司氏は、現在N I Sグループ株式会社投資銀行部ゼネラルマネージャーであり、同社及びその子会社等における経理、総務部門等の職務を通じて得た経営管理に関する知識・経験をもとに、当社の経営に適切な助言をいただくためであります。
 - ・西尾豊氏は、現在中小企業投資機構株式会社の取締役管理本部長であり、経営管理に関する豊富な知識と経験をもとに、当社の経理、財務、総務等管理部門全般に関する適切な助言をいただくためであります。
 - ・森泉浩一氏は、現在ニッシン債権回収株式会社の取締役兼執行役員投資事業部長であり、金融に関する豊富な知識経験を当社の経営監督と財務面の強化に活かしていただくためであります。
 - ・渡邊充氏は、現在中小企業不動産機構株式会社の審査管理部長であり、金融に関する豊富な知識経験を当社の経営監督と財務面の強化に活かしていただくためであります。
- 4.当社は、現行定款において社外取締役との間で、当社の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は大藪貴之、岡本忠司、西尾豊、森泉浩一、渡邊充の各氏が取締役に選任された場合は、社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく責任の限度額は、金 120 万円または法令の定めによる最低責任限度額のいずれか高い額としております。

第3号議案 監査役2名選任の件

社外監査役中村博正と上原悟郎の両氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	出元 英 伸 (昭和22年12月25日生)	昭和46年4月 住友信託銀行株式会社入行 平成元年7月 同行検査部主任業務検査役 平成10年1月 住信ビジネスサービス株式会社為替センター室長 平成13年2月 住信リース株式会社国際部次長 平成15年6月 住友信託銀行株式会社証券代行部主任調査役 平成17年6月 株式会社IDXテクノロジー取締役 平成19年4月 岸コンサルティング事務所株式会社総務人事部長 平成19年9月 株式会社ザ・アール営業本部営業推進担当部長 平成20年3月 ヒューマン・アソシエイツ株式会社エグゼクティブ事業部コンサルタント 平成21年2月 中小企業人材機構株式会社入社(現任) 平成21年3月 中小企業信用機構株式会社社外監査役(現任)	—
2	平間 力 (昭和45年7月8日生)	平成19年1月 東京第二弁護士会に弁護士登録 かつま法律事務所入所 平成19年6月 株式会社T・ZONEホールディングス(現MAGねっとホールディングス) 監査役(現任)	—

(注) 1.両候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2.出元英伸氏は、社外監査役候補者で、監査役としての任期は、辞任する中村博正氏の任期の満了する時までとなります。

3.平間力氏は、社外監査役候補者で、監査役としての任期は、辞任する上原悟郎氏の任期の満了する時までとなります。

4. 出元英伸氏を社外監査役候補者とした理由は、経営等に係る豊富な経験や専門的な知識を有し、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

平間力氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として、その学識および経験を活かして、さらなる監査体制の強化を図れるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

平間力氏は直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務全般に関する高度な専門的知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂

行いただけるものと判断します。

5.当社は、現行定款において社外監査役との間で、当社の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は出元英伸氏及び平間力氏が監査役に選任された場合は、社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく責任の限度額は、金 120 万円または法令の定めによる最低責任限度額のいずれか高い額としております。

第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠く場合に備え、補欠監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する当 社の株式数
大 西 順 (昭和 55 年 4 月 23 生)	平成20年 9 月 第二東京弁護士会に弁護士登録 平成20年 9 月 かつま法律事務所入所 (現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大西順氏は、社外監査役の補欠監査役として選任するものであります。
3. 大西順氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として、その学識および経験を活かしていただくため、社外監査役の補欠監査役として選任をお願いするものであります。
- 大西順氏は直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務全般に関する高度な専門的知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。

以上